

令和 7 年度
堺市立錦西小学校いじめ防止基本方針

目次

- (1) いじめに対する本校職員の基本的な共通理解事項
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- (5) 学校におけるいじめ防止に関する措置
 - ①いじめの未然防止
 - ②いじめの早期発見に関する基本的な措置
 - ③いじめの対応についての基本的な措置
- (6) ネット上でのトラブル対応について
- (7) いじめ防止のための校内研修の実施
- (8) 重大事態への対応フロー図
- (9) 年間計画案
- (10) いじめアンケート調査の実施

（１）いじめに対する本校職員の基本的な共通理解事項

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

（２）いじめの定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条）

〔具体的ないじめの態様の例〕

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる など

（３）いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験すること。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであること。

いじめには「被害者」「加害者」だけでなく「観衆」「傍観者」の存在が大きく影響すること。以上の３点を理解して対応にあたる。

（４）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

校内のいじめ対策委員会

いじめ対策委員会は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・生徒指導主事・養護教諭をはじめ、

校長が指名する教職員等で基本的に構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、内容・案件により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。

いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

（５）学校におけるいじめ防止等に関する措置

① いじめの未然防止

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 些細ないじわるや嫌がらせ、けんかやからかいであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ひとりひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進などに計画的に取り組む。
- 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるようにする。
- 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながりのある児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

（被災児童）
等

② いじめの早期発見に関する基本的な措置

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 児童との雑談の中などで、その様子に全教職員で目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

- 保健室やスクールカウンセラーなどによる相談の利用を周知する。

③ いじめの対応についての基本的な措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

※解消とは少なくとも次の2つの要件が必要である。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

対応全般について

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける）
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
（学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。）
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

いじめられた児童に対する指導・支援

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底的に守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

いじめた児童に対する指導・支援

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書など的確に発散できる力を育む。

いじめが発生した集団への指導・支援

- いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるようにする。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。（傍観者への指導・支援）
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。（聴衆・同調者への指導・支援）

学校組織としての対応や支援

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者などの協力を得るなどのサポート体制を整備しておく。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぐ。

保護者・地域との連携

- 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、いじめ等の発見があった場合には、保護者に直接会って説明し、保護者の意見を真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
- 保護者や地域に対する啓発を行い、学校のいじめの防止等の取組と課題を家庭・地域と情報共有するため、情報発信に努める。
- 地域の事情に応じて、PTAや地域の関係団体等に対し、いじめの防止等のための体制づくりへの協力を求める。

（５）ネット上でのトラブル対応について

児童の携帯電話の所持率は年々上昇している。また、携帯ゲーム機などによりインターネット接続が簡単にできるようになり、児童のインターネット利用率は上昇傾向にある。ネット上でのトラブルについては、本校では学校での携帯電話の持参は原則として禁止しており、保護者の対応が基本ではあると考えるが、トラブルの未然防止のためにも、保護者や高学年児童を対象に、ネットいじめ防止プログラム等を実施し、情報モラルの向上を図っていく。

（６）いじめ防止のための校内研修の実施

校長・教頭・生徒指導主担者が核となり、いじめ防止にむけての研修を行う。
本研修においていじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

(7) 重大事態の対応フロー図 (錦西小)

重大事態の発生

- ①いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

市教育委員会へ
重大事態発生を報告

市長への報告

市教委が、重大事態の調査を判断

学校が調査主体の場合 (市教委の指導・助言のもと以下の対応にあたる)

- 調査組織の設置⇒学校に設置する「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理、福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。
- 調査の実施⇒調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上適切に調査を進める。
- いじめの被害を受けた児童やその保護者に対して情報を適切に提供
明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮して情報を適切に提供する。
- 調査結果を市教委に報告 ⇒ 市長に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

市教委が調査主体の場合

- 市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(8) 年間計画案

	特別活動等	情報モラル	保護者への働きかけ	職員研修
4 月	入学式 対面式	各教科指導計画確認	家庭訪問（1 年） 学習参観・学級懇談	基本方針の共通理解 児童引継ぎ会 コンプライアンス研修
5 月	体育大会	朝会での講話 堺市学調		i システム研修
6 月	スポーツテスト 生活アンケート		オープンスクール	
7 月		非行防止教室	個人懇談	夏季研修
8 月				
9 月			オープンスクール	
10 月	臨海学校 連合運動会		土曜参観	
11 月	連合音楽会 修学旅行		教育相談	
12 月	生活アンケート		個人懇談	
1 月				
2 月	6 年生を送る会		学習参観	人権まとめの会
3 月	生活アンケート			年度末反省 基本方針の見直し

(9) 生活アンケート調査の実施

各学期に 1 回以上、生活アンケート調査を実施する。気になる回答があった場合は児童に対し、個別に面談等を行う。アンケート以外でいじめ問題が発覚したときにも、必要に応じてアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。